

令和8年 第5回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和8年5月22日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和8年5月22日 金曜日
3. 開会の日時 令和8年5月25日 月曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		
6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

石 塚 典 男 事務局長	鈴 木 由布子 補 佐
井 上 克 俊 主 査	深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

令和8年5月25日 月曜日 午前9時00分開会

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 報告第9号 非農地証明願について |
| 日程第4 | 議案第16号 農地転用許可に係る制限の例外について |
| 日程第5 | 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから令和8年第5回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、議長より指名させていただきます。

議席番号9番 寺嶋 嘉春 委員、議席番号10番 安部 剛 委員のお二人をお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第2 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 事務局より説明を求めます。井上主査。

◎井上主査

— 報告第8号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この2件について、ご質問ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質問がないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第3 報告第9号 非農地証明願について、事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第9号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この1件について、ご質問ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質問がないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第4 議案第16号 農地転用許可に係る制限の例外について 1件を議題いたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第16号朗読後、説明 —

議案第16号 農地転用許可不要に係る制限の例外についてですが、農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号の規程に基づき農地転用許可が不要とされるか否かの検討を求める申出書の提出がありましたので、本会の意見を付して県知事に送付するものです。今月は1件で、農業用施設の設置に係る案件となります。

番号1 勸進代の案件です。事業者は〇〇〇〇 氏で、土地所有者は父親である●●●● 氏です。土地の所在は、勸進代字×××■番3で、地目は畑、面積は679㎡です。

権利種別は使用貸借権の設定、設置する農業用施設は農業資材、農機具格納庫となります。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。ここで寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

○ 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

はい、ご報告申し上げます。議案第16号に係る農地転用許可に係る制限の例外について、現地確認を行ってまいりましたので、ご報告いたします。

現地確認は、平 博之 農地専門副部会長、井渕 博昭 現地担当農業委員及び事務局と令和8年5月18日に行いました。

勸進代の案件です。事務局からの説明のとおり、土地所有者は●●●● 氏、事業実施者は勸進代の認定農業者である○○○○ 氏で、設置する農業用施設は農業資材・農機具格納庫となります。この度の申請地は、△△△△に隣接するように位置している農地です。また、周辺には今申し上げた△△△△の他に、申請人である○○○○氏の農業用施設が同様に建設されている状況となっております。

さらに、今回の農業用施設の建設にあたっては、建物の高さを加減すること及び北西の隣接畑との間隔を十分に離して建設する計画となっております。

これらのこと及び現地担当委員との協議を踏まえまして、当該申請地に農業用施設を建設することによる周辺農地への影響は少ないものと思われまます。以上で報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

はい。暫時休憩を挟みます。

休 憩（９：１２）

再 開（９：１５）

○ 寒河江 忠 議長

議事を再開します。事務局の説明及び農地専門部会長からの報告が終わりました。この１件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第１６号 農地転用許可に係る制限の例外について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第１６号 農地転用許可に係る制限の例外について この１件について、これを承認することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第５ 議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請について １件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上主査。

◎ 井上主査

— 議案第１７号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより、担当地区委員の現地調査報告を求めます。椎名 一志 委員をお願いいたします。

○ １１ 椎名 一志 委員

はい。１番の案件でございますけども、元々、△△△△さんがお借りしていた土地でしたが、基盤整備により換地計画前に、○○○○さんの土地があるということで、このたび●●●●●さんがお買い上げになるということでございます。●●●●●さんは認定農家でもありますし、地域の草岡では一番若い農業者でありますので、何ら問題ないと思います。以上、報告します。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び担当地区委員からの調査報告が終わりました。農地法第３条の規定による許可申請１件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないので、採決いたします。議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請１件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請1件について、これを許可することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第6 議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

― 議案第18号朗読後、説明 ―

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は1件でございます。1番 九野本字××■■番5の一筆、地目が田、面積が495㎡となっております。権利種別は所有権移転、譲渡人が九野本在住の○○○○、譲受人が九野本在住の●●●●及び△△△△の両名となっております。転用理由といたしまして一般個人住宅の新築のためとなります。続いて概要ですが、現在、譲受人はアパートに住んでおり、子供部屋もなく手狭になってきたため申請するものでございます。続いて費用面ですが、土地取得費として総額■■■万円、造成費として■■■万円、建築費として■■■万円、工作物として■■■万円の総額■■■万円となっております。要件ですが、当該地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当するため、原則として許可できませんが、集落に接続するため許可は可能となります。続いて造成は約50センチの盛土を行います。法面は土留めにより法面を保護します。取排水は上水道及び合併浄化槽、雨水は地下浸透です。位置関係についてですが、北側は公衆用道路を挟んで宅地、南側は水路を挟んで田、東側及び西側は畑です。周囲への影響についてですが、建物の高さを加減するため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

―（「なし」の声あり）―

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

― 挙手全員 ―

○ 寒河江 忠 議長

挙手全員であります。よって、議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに意見決定いたします。

以上をもちまして、令和8年第5回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 9：22

上記のとおり、令和8年第5回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和8年5月25日

議長	会長	_____	⑩
議事録署名委員	9番	_____	⑩
議事録署名委員	10番	_____	⑩